

## 横芝光町農業委員会3月第11回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月7日(火) 午後4時～午後4時40分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 会長職務代理者 8 番 伊藤 博明

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和4年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第6 議案第5号

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について

## 7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年3月第11回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	(佐藤町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日は、8番 伊藤博明委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 川島理昭委員、12番 秋葉芳明委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。  日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。

令和5年3月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑤の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、宮川 字 鶴巻の田1筆、367㎡です。相続したが県外に住んでおり農業経営ができない譲渡人から、隣接地を耕作しており経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。

続きまして、2件目の申請地は、於幾 字南前の田1筆、481㎡です。離農する譲渡人から経営規模拡大したい譲受人へ売買により4筆の農地を所有権移転する計画で、農業振興地域整備計画における農用地区域となっている3件を農用地利用集積計画により、農用地区域になっていない1筆を3条により所有権移転を行うものです。

続きまして、3件目の申請地は、虫生 字西ノ内の畑1筆、598㎡です。

相続したが農業をしていない譲渡人から経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目の申請地は、鳥喰下 字桜前の田3筆、計2,875㎡です。

耕作が困難となった譲渡人から、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、5件目の申請地は、宮川 字奥馬の畑1筆、1,120㎡です。

譲渡人は令和4年12月に農地法3条許可を得て取得し、継続して農業

者年金を受給するため子である譲受人に使用貸借をするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。  
はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 9番鈴木です。農業をしていない譲渡人から、規模拡大をする譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。譲受人は隣接農地の所有者で、今回の申請地を取得することで効率的な利用ができます。現地を確認したところ、耕耘もしてあり、問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、私が担当委員となりますので、説明します。

4番 この件は農業をしていない譲渡人から、規模拡大をする譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。申請地は平成28年から農地利用集積により耕作のため貸し借りをしてきたものですが、今回は取得する形となり、経営の継続から問題ありません。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番

2番川島です。農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をする譲受人へ売買により所有権移転するものです。譲受人は、以前から申請地周辺で水稻の栽培を行っております。水稻の他に野菜も栽培していることから、問題ないと思います。

議 長

説明が終わりましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

1 2番秋葉です。譲渡人が、体調の面で、規模を縮小するため、譲受人へ所有権移転するものです。譲受人は稲作農家であり問題ありません。

議 長

説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、4件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9番鈴木です。譲渡人が継続して農業者年金を受給するための親子間での貸し借りであり、問題ありません。

議 長

説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、5件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年3月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は、1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、横芝 字折戸の畑1筆、田3筆、計2,543㎡です。

申請地周辺の店舗等の貸駐車場用地として転用するものです。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JR横芝駅から西へ約350mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し原則として転用許可が見込まれます。

駐車台数は78台となり、申請者は貸し駐車場の経営は初めてですが、隣接するテナントビルの事業者より駐車場借入の要望があり、転用後の利用が見込まれています。

両総土地改良区と地区除外の協議が調い、排水路への雨水の放流に対しても許可を得ています。

汚水・雑排水については発生しません。雨水については敷地内浸透のほか、隣接排水路へ放流する計画です。

整備内容は山砂搬入後、整地し、砂利を敷均します。隣接する水路敷地との境界にはブロック土留めを施工する予定です。隣接農地はありません。

工事期間は、令和5年4月12日から令和5年10月31日までを予定しています。

事業費は、埋め立てや整地等の造成費で、自己資金により賄う計画であり、預金残高証明書に事業費以上の預金残高があるため、資金調達ができる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。  
本案件について、担当委員の説明を求めます。

11番 伊藤です。  
本件は、横芝駅や商店からも近く、駐車場の需要があると思います。  
土地改良とも協議済みで、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、本案件について、質疑を許します。  
(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する件への意見について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。  
令和5年3月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は2件です。不動産を営む譲受人による同一事業で、14区画の宅地分譲用地として所有権移転を行うものです。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

事業区域となる土地は、横芝 字宮下の田4筆、計3,324㎡です。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JR横芝駅から西へ約200mの位置にあります。

都市計画の用途地域内にあるため第3種農地に該当し原則として転用許可が見込まれます。

町への宅地開発事前協議申出書が提出済で、両総土地改良区と地区除外の協議が調い、排水路への放流に対しても許可を得ています。

汚水・雑排水については小型合併処理浄化槽で処理し、雨水については敷地内浸透のほか、新設道路側溝を経由して隣接排水路へ放流する計画です。

整備内容は山砂4,279立方メートル搬入後、整地します。隣接する水路敷地との境界にはL型擁壁を施工する予定です。隣接農地はありません。

工事期間は、令和5年6月1日から令和5年12月31日までを予定しています。

事業費は、土地購入費と、埋め立てや整地等の造成費で、借入金で賄う計画です。金融機関の融資証明により事業費以上の資金調達ができる見込みであることを確認しています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件、1件目と2件目については同一事業によるものですので、一括して、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 伊藤です。

本件は、駅周辺の転用で、住宅の需要があり、土地改良とも協議済みであるため、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 日程第5 議案第4号 令和4年度 第10次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和4年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第10次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。  
令和5年3月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定2件、再設定11件、所有権移転1件の合計14件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、新島旧三島 字 後原の畑2筆、計4,692㎡、期間は10年間です。

新規設定2件目は、於幾 字竹ノ後、字西田、字踊台、字南前、字札前、字雨田、字熱田、字榎町の田26筆、22,356㎡、期間は10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。

再設定1件目は、谷中 字高田の畑2筆、計1,729㎡、期間は6年間です。

再設定2件目は、台 字栗原台の畑1筆、372㎡、期間は6年間です。

再設定3件目は、木戸 字 二十割の畑1筆、950㎡、期間は10年間です。

再設定4件目は、木戸 字 二十割の畑1筆、1,069㎡、期間は6年間です。

再設定5件目は、栗山 字東大谷の田1筆、2,086㎡、期間は10年間です。

再設定6件目は、上原 字 茗郷の畑1筆、518㎡、期間は6年間です。

再設定7件目は、中台 字向地、字向山の台帳雑種地等、現況畑の14筆、計13,866㎡、期間は3年間です。本件は空港施設の跡地を畑としているため、台帳上宅地で面積が小数点以下まで表示されたり、畑地として利用できる部分に利用権を設定しているため、面積が内数となっているものです。

再設定8件目は、中台 字大辺田、字作之下、字橋戸の田8筆、計7,198㎡、期間は3年間です。

再設定9件目は、中台 字大辺田、字作之下の田9筆、計8,668㎡、期間は3年間です。

再設定10件目は、中台 字作之下、字橋戸の田4筆、計3,810㎡、期間は3年間です。

再設定11件目は、中台 字 台 台帳宅地、現況畑の1筆、1,800㎡、期間は3年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。本件は議案第1号2件目の関連案件となります。

所有権を移転する農地は、於幾 字 南前の田3筆、計2,526㎡、売買により本年4月21日に引渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定の案件について、審議を行います。

新規設定の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて再設定の案件1から4件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定1件目から4件目の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定1件目から4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長

続いて再設定5件目について審議しますが、この案件は、秋葉芳明委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、秋葉委員の本件への発言等議事の参加を禁止します。それでは5件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定5件目について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定5件目については、原案のとおり決定しました。秋葉委員の議事参加の禁止を解きます。

続いて再設定の案件6件目から11件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定6件目から11件目の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定6件目から11件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて所有権移転の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、所有権移転の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって所有権移転の案件は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第6 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について

農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて、本会の議決を求める。

令和5年3月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページからは地区別に非農地判断対象予定の荒廃農地一覧と位置図を添付させていただいておりますのでご覧ください。

国からの農地法運用通知に基づきまして、農業委員会総会の議決によって再生困難な荒廃農地について非農地判断を行うものです。

対象となります荒廃農地につきましては、すでに委員の皆様へ現地調査をいただいておりますので、対象地の詳細説明は省略させていただきます。

表の中で、一番下の総計、田畑合わせて37筆、19,037㎡、所有

	<p>者数は19人となっています。</p> <p>非農地判断された土地につきましては、農地台帳を整理し、台帳から削除されます。また、土地所有者に対して非農地通知を行います。さらに法務局、町、県へ非農地通知一覧を送付します。</p> <p>なお、土地の登記簿の地目変更や土地改良関係の手続きに関しては、費用負担も含め、所有者自らが行うことになります。</p> <p>以上、議案第5号の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>この案件について、質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、本案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって議案第5号は、原案のとおり決定しました。</p>
事務局	<p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年3月第11回農業委員会定例総会を閉会します。</p>